

平成22年度
新潟県公立学校教員採用選考検査
Q & A

要項・願書について

Q 1 要項、願書等の交付場所や入手方法について詳しく教えてください。

A 要項、願書等は、県のホームページからダウンロードしてください。

(掲載開始：4月20日～)

義務教育課ホームページ

<http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyoiku/>

高等学校教育課ホームページ

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/>

なお、新潟県庁内15階にある義務教育課と高等学校教育課でも直接交付しています。(交付期間：4月20日～5月22日)

	所在地	電話番号
義務教育課	新潟市中央区新光町4-1	(代表)025-285-5511 内線 3855・3856
高等学校教育課	新潟市中央区新光町4-1	(代表)025-285-5511 内線 3879・3880

また、郵送で請求する場合は、封筒に「教員受検願書請求」と朱書し、のり付きの返信用封筒(角形2号241mm×332mmに140円切手をはり、郵便番号・あて先明記)を必ず同封してください。

他に、下記の事務所等でも直接交付しています。(交付期間：4月20日～5月22日)

なお、事務所等では郵送での請求は受け付けておりません。

事務所等	所在地	電話番号
上越教育事務所	上越市本城町5-6	025-526-9374
中越教育事務所	長岡市四郎丸町173-2	0258-38-2649
下越教育事務所	新潟市中央区川岸町3-18-1	025-231-8356
新潟県東京事務所	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館15階	03-5212-9002
新潟県大阪事務所	大阪市北区梅田1丁目3-1-800 大阪駅前第1ビル8階	06-6348-9405

提出する書類について

Q 2 受検願書や自己申告カードの「教科（科目）」の欄にはどのように記入すればよいのですか。

A 「教科（科目）」の記載欄がある書類は、「平成22年度教員採用選考検査受検願書」、「第1次検査受検票」、「自己申告カード」、「特別支援学校勤務希望調書」、「人物等に関する証明書」の5つです。

高等学校の「地理歴史・公民」、「理科」又は「工業」を受検する場合は、それぞれの中から1つの教科又は科目を選択して出願することになっているため、

例えば、

「地理歴史・公民」で歴史を選択した場合は、教科(科目)の欄に「地理・公民(歴史)」

「地理歴史・公民」で公民を選択した場合は、教科(科目)の欄に「地理・公民(公民)」

「理科」で化学を選択した場合は、教科(科目)の欄に「理科(化学)」

「工業」で機械を選択した場合は、教科(科目)の欄に「工業(機械)」と記入してください。

その他、中学校教諭受検者や上記以外の高等学校教諭受検者は教科名をそのまま記入してください。

Q 3 「人物等に関する証明書」についてですが、最終職場の所属長が既に退職あるいは離職している場合は、誰に書いてもらえばよいですか。

A 出身大学の指導教官にお願いして書いてもらうなど、所属長に次ぐ方等で本人のことがよくわかる方に書いてもらってください。

Q 4 出願はどんな方法で行えばよいでしょうか。

A 4月20日（月）から5月22日（金）（当日の消印有効）までの間に、必ず特定記録郵便による郵送で出願してください。それ以外の方法では出願できません。

Q 5 提出する証明書類ですが、昨年度に発行してもらったものがあります。それを提出してもよいでしょうか。

A 本年度（平成21年4月1日以降）に証明されたものを提出してください。

Q 6 第1次検査に提出しなければならない書類が、提出日までに大学等から発行できないと言われました。どうすればよいでしょうか。

A どういう事情で書類が揃わないのかお聞きしますので、事前に義務教育課（小・中・養護教諭・栄養教諭）、高等学校教育課（高等学校教諭）まで連絡をしてください。

Q 7 特別支援学校勤務希望調書は、養護学校教諭や特別支援学校教諭の免許状がなくても希望することは可能ですか。

A 可能です。特別支援学校に採用された後に免許を取得するようお願いいたします。

Q 8 受検する教科（科目）の取得見込みの免許状が取れなくなった場合、出願種別の変更は可能ですか。

A 変更できません。なお、免許が取れなかった場合は、採用はできません。

Q 9 出願書類や提出方法に不備があった場合には、どうなりますか。

A 出願書類や提出方法に不備があった場合は、その旨連絡します。場合によっては、返送して、再提出していただきます。点検を十分に行ってください。なお、特定記録郵便でなかったり、切手の料金が不足していたりすることのないように、よくお確かめください。

Q10 結婚して姓が変わり免許状の氏名と違っているのですが、どうすればよいでしょうか。

A 免許状を発行した都道府県教育委員会への免許状の書換申請が必要

になります。

新潟県教育委員会への申請の仕方については、新潟県庁のホームページに掲載しています。（新潟県庁トップページの「教育・学習」→教育庁義務教育課→様式集（各種書類様式）→教育職員免許状→免許状の書換）

不明な点は、新潟県教育庁義務教育課管理企画係（県庁代表025-285-5511 内線3848）まで問い合わせてください。また、免許状を書き換える時間的余裕がない場合は、新潟県教育庁義務教育課管理第1係（内線3856）まで問い合わせてください。

選考検査受検について

Q11 第2次検査の日程をみると、面接や実技などが4日間予定されています。自分の検査日がいつになるのか教えてもらえますか。

A 第1次検査結果通知の際に、第2次検査受検予定者に対し、4日間のうち、いずれか1日を指定し、受付時刻等を書面でお知らせします。

Q12 「小学校教諭」の筆答検査に「英語のヒアリング検査」がありますが、どの程度の内容なのか教えてください。

A 新学習指導要領における小学校の外国語活動の指導で必要と思われる英語を聞き取る力を問う内容となります。

Q13 「保健体育」の採用選考検査を受検したいのですが、けがをしてしまい7月の第1次検査日まで治りそうにありません。そのため、実技ができません。出願はできますか。

A 出願は可能です。出願に際し、けがの程度を証明する医師の診断書を添付してください。また、出願後にけがをして実技検査ができない場合は、あらかじめ（受検日前に）けがの程度を証明する医師の診断書を送付してください。

Q14 「保健体育」受検者で「自己選択種目」を希望したいのですが、「過去4年間の実績」とは、いつからいつまでを指していますか。また、「実績を証明する書類」とはどのような書類ですか。

A 「過去4年間」とは、平成17年4月1日から平成21年3月31日を指しています。

また、「実績を証明する書類」として次に例示します。

(1) 下記様式例を参照して、出場時の所属または競技団体に競技実績証明書等の作成を依頼し、作成者厳封で提出してください。(開封無効)

<様式例>

競技実績証明書	
	受検者氏名
1	大会名
2	種目
3	出場時の所属
4	期日
5	成績
6	その他
上記の通り相違ありません。	
平成21年〇月〇日	
所属・競技団体責任者等	印

(2) 実績を証明できる表彰状、新聞記事、結果の掲載された冊子等で、すべてA4版にして提出してください。ただし、団体競技は、個人を特定できる書類を加えてください。

Q15 すべての受検者が、模擬授業を行うのですか。

A 模擬授業は、第2次検査において養護教諭と栄養教諭を除く種別の出願者に対して行います。また、模擬授業の課題分野については、7月21日(火)までに義務教育課及び高等学校教育課のホームページにて概要をお知らせします。

Q16 過去の新潟県教員採用選考検査に出題された問題(1次検査の筆答検査問題や論文題)を見たいのですが、どうすればよいでしょうか。

A 県庁1階の行政情報センター（県庁代表025-285-5511内線2086）で公開しています。問題と解答例を過去5年分について閲覧できます。また、有料でコピーできます。

Q17 過去の選考検査の出願状況、採用者数等について教えてください。

A 過去3年間の状況は次のとおりです。

		小学校教員	中学校教員	高等学校教員	養護教員
平成19年度	出願者数	719人	987人	602人	138人
	受検者数	685人	935人	567人	133人
	採用者数	190人	179人	31人	25人
平成20年度	出願者数	570人	802人	490人	119人
	受検者数	527人	755人	453人	110人
	採用者数	159人	99人	21人	20人
平成21年度	出願者数	526人	659人	478人	109人
	受検者数	484人	603人	448人	97人
	採用者数	116人	48人	50人	15人

（参考）昨年度の中学校教科別採用者数

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技術	家庭	英語	合計
6	6	7	5	4	2	5	3	2	8	48

（参考）昨年度の高等学校教科別採用者数

国語	地歴 公民	数学	理科	保体	英語	農業	工業	商業	水産	合計
4	6	14	6	7	7	1	2	2	1	50

Q18 身体障害者特別選考で採用された人は何人いますか。

A 平成21年度採用者は4人です。

その他

Q19 当面は新潟県で教員をしたいのですが、将来は出身縣市へ帰る可能性があります。このような場合に都道府県市間の人事交流制度はありますか。

A 本県もそうですが、ほとんどの都道府県市が、そこで実施する教員採用選考検査で合格した方だけを採用するシステムをとっているようです。したがって、出身の都道府県市に帰る場合は、改めてその都道府県市の選考検査を受検する必要があります。それぞれの、都道府県市教育委員会へお問い合わせください。

Q20 新潟市が政令指定都市となりました。新潟市も教員採用選考検査を実施しますが、県と市、両方の受検はできますか。

A 県と市の両方の受検はできません。

新潟市立小・中・養護学校での採用を希望される方は、新潟市の教員採用選考検査を受検してください。新潟県の教員採用選考検査は新潟市立小・中・養護学校を除く、県内の公立小・中学校、特別支援学校、高等学校の教員希望者を対象としています。

Q21 日本国籍をもっていない人も採用されますか。また、採用された場合には、待遇はどうなりますか。

A 日本国籍がなくても採用されます。ただし、任用期限を付さない常勤講師としての採用となります。なお、給料・諸手当等の給与面及び休暇制度は教諭と同じ待遇です。